



お知らせ：「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」を配布します

平成23年に社会的養護専門委員会において「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、社会的養護の目指すべき方向性が示されました。それを受けて平成24年に「里親及びファミリーホーム養育指針」(養育指針)が定められました。養育指針は里親が社会的養護のさまざまな担い手と連携しながら、子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とし、里親と暮らしている子どもたちがよりよく生きられることを保障するとともに、里親に求められている養育の理念や方法、手順が示されています。

全国里親会では、養育指針の内容を掘り下げるとともに、事例を通じて里親が自分の養育に引きつけて考えられるように、本年3月に「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」を作成・発行しました。ハンドブックは各都道府県の里親会や児童相談所などに5冊ずつ配布されました。中央地区里親会にも事務局へ1冊だけ送られてきました。

ハンドブックは里親にとって、自らの養育について振り返り見直すための手助けとなるとともに、里親の研修や勉強会で養育について考える際に役立つものであると思われます。会員の意見を参考にしながら、会長と事務局で協議した結果、全国里親会から一括購入して全部の会員に配布し、活用していただくことになりました。

今年度から始まる5年ごとの養育里親更新研修にも用いられるとのことでもあり、各会員におかれましては熟読されるとともに、里親同士の集まりでの読み合わせや、意見交換の材料などに活用されますようお願いいたします。

お知らせ：「育みの会」-9月の開催予定

以下の日程で9月の「育みの会」が開催されます。

日時：9月20日(金)、10時～11時30分

場所：恵庭市黄金ふれあいセンター
(恵庭市黄金南5丁目11番地1)

内容：アートセラピーの講演
心理カウンセラー・絵画療法師：松谷桂子さん

連絡：参加される方は、9月10日までに西野(Tel.0123-33-8372)にご連絡ください。なお、絵を見ていただきたい方は数に制限がありますので、9月5日までに早めの連絡をお願いします。

黄金ふれあいセンター



お知らせ：「江別地区里親の集い」の開催予定

以下の日程で「江別地区里親の集い」が開催されます。江別地区に限らず、多くの方のご参加をお待ちしています。

日時：9月28日(土)、13時～15時

場所：江別市総合社会福祉センター(江別市錦町14-87)

内容：講演と意見交換
「我が国における子どもの貧困対策と社会的養護」
札幌学院大学人文学部講師：大澤 真平 さん

石狩管内の里親さんには、集い呼びかけ人の水島から詳しい案内状を送る予定です。

**お知らせ：2014年度「資生堂児童福祉奨学金」が募集されています**

里親宅または児童養護施設で暮らしていて将来、児童福祉分野で活動したいと考える子どもに対して、高校卒業後に進学する費用が助成される「資生堂児童福祉奨学金」の募集が始まっています。

募集人数は5名程度、助成内容は年間50万円(上限)が卒業年次まで2年間または4年間支給され、返済は不要です。

助成対象者は、入学試験当日に児童養護施設または里親宅にいて、2014年春に高校を卒業し将来、児童福祉分野での活動を行うために社会福祉士、保育士または児童指導員の資格を取得出来る大学、短期大学、専門学校のいずれかに進学した者となっています。

申請は既に始まっており、締切は10月11日、選考は作文となど書類審査と面接、最終決定は2013年12月上旬となっています。申請を考える、または関心のある方は事務局までご連絡ください。

活動報告：平成26年度 里親制度の推進に関する要望事項を提出しました

先のニュースレターでもお知らせし、中央地区里親会の会員の皆さんからの要望とご意見を寄せていただけるようお願いしていましたが、以下のように要望事項を取りまとめて北海道里親会連合会に提出しました。

1. 措置解除後の里子支援システムの創設

- 各児童相談所管内に1カ所の支援センターの設立と相談員による個別アフターケアの実施。
- 里子のアフターケア基金を設置し、措置解除後の里子の就職活動や住宅確保など自立に向けて必要な資金を無利子で融資。
- 措置解除後の里子達の相互交流・互助のための組織化を支援。

2. 里親手当について

- 養育里親に対する2人目以降の里親手当を減額することなく、1人目と同等の金額とすること。

3. 里親扶助費について

- 高校生に対する教育費の扶助を中学生同じ基準にすること(交通費、教材費、部活費、学習塾費)。

4. 乳幼児の委託先について

- 2012年度に保護された新生児の8割以上が乳児院に委託されている。乳幼児の健全な発育のためには家庭における養育が不可欠との認識が定着し、委託先は「施設より里親優先」との厚生労働省の方針が2011年に打ち出されているにもかかわらず、施設優先の委託が改まっていない。保護を要する3歳以下の乳幼児の委託先を里親とする原則の徹底を要望する。

いずれの要望もそれぞれに困難な問題があり、簡単には実現しないことが想像されますが、会員の意見を集約し里親会として粘り強い活動を継続していくことが大切です。

今日、お届けする資料は

- 全国里親委託等推進委員会「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」
- 新生児・乳児の里親委託等について(平成25年3月 全国児童福祉主管課長会議資料より)
- 子どもの貧困率について(平成22年国民生活基礎調査より)